

安東会長記者会見要旨

日 時：平成 19 年 9 月 19 日（水）午後 2 時 30 分～午後 3 時 20 分

場 所：J A S D A Q プラザ記者会見場

出席者：安東会長、渡辺副会長、増井副会長

冒頭、渡辺副会長から理事会及び自主規制会議の審議事項等の概要について、増井副会長から証券戦略会議の審議事項等の概要について、それぞれ説明が行われた後、大要次のとおり質疑応答が行われた。

（記者）

最初の質問として、25日に後継の首相が決まるが新政権に対する要望と、政局の混乱が続いているが証券税制の見直し論議に与える影響をどのように見ているのか伺いたい。

（安東会長）

総裁、首相と決まっていくが、若干その間に空白というか混乱を招いている。基本的に政治と経済は政経分離という言葉があるが、それは平時のことであり、通常これは切り離せるというものではないと考えている。従って政治が不安定な中で、今立ち直りつつある日本経済というものを語ることはできないのではないかと。従ってどなたが総理になったとしても、わが国の金融・資本市場の国際競争力の強化に向けて、活力ある経済政策というものを強く進めてもらいたい。

それから証券税制については、先ほど増井副会長から説明させていただいたが、昨年の与党税制大綱では、現在の税制（上場株式等の譲渡益に係る10%の軽減税率）は来年末で打ち切るが、ただし、「証券市場の状況、個人投資家の株式等の保有状況等を勘案し、金融商品間の損益通算の拡大策等を検討の上、成案を得て、平成21年（度）からの導入を目指す。」ということをはっきりと謳っていた。従って、今回単なる言葉の問題であるが、いわゆる優遇税制の「優遇」という言葉をなくし、投資促進税制という考え方で、それから「延長」という言葉も延長ではなく、新たな日本における証券税制の構築ということで取り組んで参りたいと考えている。

政局等による影響については、皆さんご承知のように交渉していく

過程では相手がいるので、相手が昨年よりもかなり増えたということになるかと思う。

(記者)

7月の会見の際に、取引所の再編について表明されたが、現状について、また、今後の取り組み方を伺いたい。

(安東会長)

皆様方には時々夜回り等されている社もあり、常に愛想のない答えで申し訳ないと思っているが、その理由は何も決まっていないということである。前回の記者会見で申し上げたが、今考えているのは、10月の初めに、理事会の下に設けている特別委員会(「金融商品取引法のもとでの本協会の自主規制等のあり方に関する特別委員会」)において、例えば、ジャスダック証券取引所を採りあげることになると、その方々の考え方、あるいは現状等をまず説明して、そこから前回申し上げたように協会で絵を描くというような作業に入ろうと思っている。

この間、報道等に出たので、各取引所の方からいろいろな意見は頂戴している。それらを是非、参考にして進めて参りたいと考えているところである。

(記者)

二点伺いたい。一点は反社会的勢力排除に向けて管理機関を設立するという動きがあるが、なぜこういったことが必要なのかという点について、改めてコメントをいただきたい。もう一点は明日の証券大会の所信のポイントというか一番強調したい点を伺いたい。

(安東会長)

最初の反社会的勢力等の排除の必要性については何度も申し上げているが、簡単に申し上げれば、いわゆる投資者保護であるとか、健全で公正な証券市場を維持したいというのが第一点である。次に証券市場及び証券関係者の健全性の維持ということも極めて重要であると思う。それから反社会と言われている、いわゆる暴力団等の資金源にされることもあり得るといようなことで、それらを根絶したいという三点である。そうした意味で、本協会だけではなく取引所、証券会社、全ての関係者が一致団結して反社会的勢力の排除に向けて取り組みを行っているところ

るである。

また、証券警察連絡協議会は現在、27道府県で既に設置されており、その他も設置するように今、動いているところである。8月、9月と私も地方の証券会社の方と会話をしたが、警察とのコミュニケーションを含めてかなり役立っていると聞いている。その集大成というわけではないが、いわゆる証券版「不当要求情報管理機関」については、再来年の3月を目途に設立を考えている。これらの資金については、例えば、いわゆるジェイコム基金がこれらに使えるのかどうかということも検討しているところである。

明日の所信表明だが、所信は本協会だけで考えることではなく、まず原案を作って関係各協会、関係各社において、時間をかけて作るものであり、ある種のコンセンサスの中の先ほど申し上げた証券税制やこれからの我々の活動といったものが中心になると思っている。

(記者)

いよいよ金融商品取引法の施行が今月末に迫っており、会員企業は施行直前の最後の追い込みだと思うが、どんな点に苦労している様子なのか、また協会として現時点でどのような課題を感じているのかということと、施行後も引き続き、取り組まなくてはいけない、協議しなくてはならない課題はどういう点なのか伺いたい。

(安東会長)

確かに新法の施行というものは近づけば近づくほど、向かい合う姿勢がより真剣になってくる。そうすると一体これで大丈夫なのかと不安も出てくる。その不安が出たのが今月の初めとしたら、今、それをやや解消しつつあるのではないか。解消しつつあるというのは、例えば、実務者レベルにおいて研修を頻繁に行うとか本協会への問い合わせも極度に増しているわけである。よく言われる事前交付書面の問題や広告規制については、かなりナーバスになっており、そうした実務レベルでの対応について説明をしているところである。実施された以降も実務面での話がいろいろと出てくる可能性はあると思っている。法律が施行されると、その解釈の仕方やそれによる行動の取り方は人によって変わるものだと思うので、その辺は会員とよく会話をして、場合によっては説明会や研修等を行うことで対応して参りたいと思っている。

(記者)

イスラム金融サービス委員会へのオブザーバー加入について、ここで収集・交換される情報とはどのような情報なのか。それからオブザーバー加入することによって、どのようなメリットがあるのか。

(渡辺副会長)

正直申し上げますと、今おっしゃられた点も含めてこれからである。イスラム金融については、世界各国の金融機関、金融市場関係者が注目している。また、そこに実際にお金があるということ、日本の金融機関がかなり出遅れているということ、特に証券関係でわが国から加盟しているところは野村アセットマネジメントのマレーシア現法だけで、あとは銀行関係者である。イスラム金融では金利の授受は禁止されているが、事業主体として参加しリスクテイク的な形にすればよいという基本的なコンセプトだと考えており、証券会社がそこに参入する余地はそれなりにあると思っている。

実際に何をどのように情報収集するのかということ、今申し上げたような問題意識を持ち、それが正しいのかどうか、そうした方向でいろいろな探索をして役立つような情報を得る努力をする、それから更に問題意識が深まればそれに沿って検討していくことになる。

どのようなフォーラム等が開催されるのかはこれからであるが、イスラム金融サービス委員会の定期会合に出席することで議論に参加でき、人的な交流もでき、そのような場を利用して情報収集をしていくというスタンスで臨みたいと思っている。

(記者)

最初の会合は既に開かれたのか。

(渡辺副会長)

加入が認められたところであり、どの会合に出席できるのかも含めてこれからの話である。

(記者)

最近、日証協に新規に加入する会社が増えているが、その状況をどうみているのか。その背景、今後の見通しを教えてください。

(安東会長)

会員数は現在 3 1 6 社で、従来の証券会社のイメージではない、例えば投資信託を設定していた会社が販売も行うとか、今まで行っていた業務を機関投資家向けにも行うとか、かなり限定されたビジネスの新規会員が多い。所在地も大半が都内であり、今後もこの傾向はしばらく続くのではないかと考えている。

大事なことは、倫理コードの徹底など本協会の考え方をきちんと理解していただいた上で管理をしてもらうという方向性に変わりはない。

(記者)

O H T 株の問題で、協会では会員の被害状況の全容を把握されたという報道があるが、その事実関係と、この件に関連して、仮名・借名口座が相当数使われていたという事実があるようであるが、仮名・借名口座について協会としてどのような対処を考えているのか。

(安東会長)

全容について本協会が公表しているわけではない。それぞれの社で公表しているものはある。

仮名・借名口座については、一般論になるかも知れないが、証券会社各社における与信管理の態勢、売買管理態勢、顧客管理態勢が仮名・借名口座に当たる話ではないかと思うが、それらに充実・強化すべき点があったのではないかと考えている。自主規制機関としても、これらの未然防止に向けた取組を強化していく必要があるということではないか。

以 上